

文学博士小林芳規君の『角筆文獻の國語學的研究』に対する 授賞審査要旨

本書は昭和六二年七月二八日汲古書院發行で、『研究篇』（一一二頁）、『影印資料篇』（二五四頁）の二冊より成る。

『研究篇』は「第一章 角筆の記文」、「第二章 角筆文獻の分類」、「第三章 角筆文獻の言語の記述」、「第四章 角筆文獻の言語の性格」、「付章 角筆文獻略説」、「補章 追加角筆文獻による補説」、その他索引等より成る。

『影印資料篇』は、「第一章 石山寺藏沙弥十戒威儀經角筆点」、「第二章 岩藏寺藏宋版大般若經 角筆文字・図繪録」、「第三章 角筆文獻蒐影」より成る。

「第一章 角筆の記文」

「角筆」という名称の典籍における探索から始めて、物としての角筆の追究に及んでいる。和文文獻では『篁物語』に「かくひち」という語が見えるのが最も古く、私的な恋文を書くために学生の筆が用いており、『蜻蛉日記』や『源氏物語』にも類似の事件が記されている。古記録としては、平安時代の『江家次第』『長秋記』『中山内大臣記』に、鎌倉時代の『東進記』『経俊卿記』『後深草院御記』に角筆のことが見え、仏書では、天台宗、真言宗、南都古宗でも用いられたが、江戸時代になると、一般の生活からは縁遠いものとなつたらしく、随筆等に、「字指」「字突」「代指」

「よみぢく」等の名称が見えるのみにて、材質は象牙、竹、鹿角があり、用途も様々である。明治時代に入ると、皇室において御使用のあったことが辻修長の『角筆記』に見え、『古図類從』『古事類苑』『雑々図鈔』に図示されている。以上のように述べた後に、角筆の遺品に言及している。

「第二章 角筆文献の分類」

角筆を以て紙面などに文字等が書き付けてある文献を「角筆文献」と呼ぶ。墨書、朱書、白点とは異なり、目に付き難いために、今まで看過されてきた。角筆文献の発見は昭和三十六年九月一日に東京上野の某デパートに展示されていた『漢書周勃列伝』の中からガラスケース越に築島裕氏によってなされた。これが角筆文献の第一号である。爾来、次々に発見された。そして、昭和五八年二月一二日発見の一〇四号まで列挙してある。（うち四二点が小林芳規君の発見。）角筆文献において、年時を角筆で記したものは稀で、第七三号の岩藏寺藏の宋版『大般若経』だけであり、他は種々の方法で加点年時が推定せられる。このようにして吟味された年代は、奈良時代（二点）から、江戸時代（三五点）に及ぶ。図書内容は、漢籍（一七点）、仏書（七六点）、和書（六点）である。角筆の使われた地域は殆ど京都・奈良とその周辺であって、現段階では、佐賀県の岩藏寺（七三、一〇四号）と瀬戸内海大三島（二三号）だけが例外である。同一文献における墨書との関係から大きく三つに分類できる。第一類は、墨書の本文において、角筆の文字と共に白書・朱書などが同じく補助的役割に併用せられている文献、第二類は、補助的な役割として角筆の文字のみが用いられている文献、第三類は、墨書とは関係なく角筆の文字だけ書かれている文献。第二類は更に次の三種に分類できる。第一種は、後からの白書や朱書の書き入れのないもの、第二種は、後から白書や朱書の書き入れ

のあるもの、第三種は、墨書本文が漢文でなく和文であるもの。これらの類や種によって、研究と考察の方法が相違するとしている。

「第三章 角筆文献の言語の記述」

「第一節 総説」、「第二節 主要角筆文献についての文献別記述」

角筆文献の一点一点につき、そこに用いられた角筆の言語を組織的に記述し、前章の分類に従って同類を集め、その類の間での角筆の言語の総合的な記述をする。この方法に抛らずに、角筆文献の全体を最初から一括記述することは、雑駁な結果を生むおそれがある、と主張する。

第一類の角筆文献は点数が多い（五三点）が、その中から、第一〇号の神田喜一郎氏旧蔵の『白氏文集』卷三・卷四（一一〇七年写）を取り上げる。書陵部蔵の『白氏文集』卷三と比較したところ、後者の墨書・朱書・黄褐色書・茶色書が神田本ではすべて墨書となっていることを発見して四年後の昭和四二年二月に、神田本の両巻に角筆の訓点を書き入れてあることを発見し、入念に調べたところ、神田本には第一次墨書と第二次墨書とあり、その書き入れの順序は、

第一次墨書↓角筆点↓第二次墨書

であることが明らかになった。そして、(1)撥音mとnとの誤用、(2)拗音の表記法、(3)才段拗長音の表記法について見ると、第一次墨書には見られない院政鎌倉時代の誤用例が、角筆点、第二次墨書には見られる。

第二類第一種の角筆文献（一〇点）の中から次の二書を取り上げる。

石山寺藏『沙弥十戒威儀經』の平安中期角筆点。

石山寺藏『漢書高帝紀下』の平安中期角筆点。

ヲコト点を帰納すると、前者は小林芳規君が「慈覚大師点」と呼ぶもの、後者は中田祝夫氏が「第五群点」と呼ぶものが現れた。次に仮名字体を帰納すると前者は女手（即ち平仮名）が主体となっており、後者は省画体（即ち片仮名）本位であることが分かった。両書とも「オ」と「ヲ」、「エ」「エ」「ヘ」の区別は古用に適っているが、音便形はすでに用いられており、当時の口語を反映していると考えられる点がある。前者は、天曆（九四七—九五七年）以前の女手の実物を直接多量に提供している。

第二類第二種の角筆文献（二八点）の中から次の二書を取り上げる。

興聖禅寺藏『大唐西域記』巻一の平安初期角筆点。仮名はすべて万葉仮名体ばかり、ヲコト点によって訓読された言語も平安初期の用語である。「序」の部分だけ角筆点を朱でなぞっており、白点が遙かに降る時期に全卷に加点してある。

石山寺藏『求聞持法』の応和（九六一—九六四年）角筆点。まず角筆の訓点が全卷に施され、墨点が角筆をなぞるように加えられている。仮名は女手と片仮名が用いられており、当時の訓点の習慣としては、女手を用いることは極めて違例であるから、角筆という目立たない表記方法が女手を訓点に導入する要因をなしたのであるう、としている。

第二類第三種の角筆文献（六点）の中からは、善慶寺藏古版本『本願寺聖人親鸞伝絵』を取り上げる。この版は片仮名文で漢字を混えたものだが、その表記法より見て、永仁三年（一二九五年）の本文成立当時の姿を伝えているも

のと見ている。これに対し、角筆の仮名や符号は江戸初期の書き入れと見られる。親鸞聖人に対する宗教上の聖典を汚すまいとする心理が働いて、目立ち難い凹みの文字を書き入れて、備忘としたものであろう、としている。

第三類の角筆文献（七点）の中から、佐賀県小城町岩蔵寺蔵宋版『大般若経』を取り上げる。角筆は鎌倉時代中期から後期末に至る五、六〇年間に書き入れられた。書き入れは、表紙や見返、欄外・行空白部などにあり、経文そのものには施されていない。このことは、『大般若経』の読誦が法要の儀式としてのみ行われたことを反映する。書き入れの内容は、年紀・寺社名・僧名・經典名や文学資料、所懐などで、法要の外的状況を具体的に示す生々しい資料を提供している。角筆は、「覚え」として書き入れたもので、貴重な經典を汚してはならないという意識が働いていたため、と解している。

「第三節 所蔵寺院における角筆文献」

一山の経蔵の全典籍の調査が終わったか又は終わりに近い二寺院、即ち石山寺と高山寺とから見出された角筆文献の点数の合計は、今日までに全国から見出された角筆文献の総数の半分弱に及ぶとし、この二寺院蔵の角筆文献について詳説している。

「第四節 言語生活上の角筆文字の位置」

角筆の利用者を具体的に特定の何某と確定できる資料は少ない現状だが、幸いにも寛平法皇（宇多天皇の法皇名、八六七―九三一年）の角筆使用に関する資料を得ることができた。東寺蔵の『三親王灌頂時儀式』こそ寛平法皇が延喜八年（九〇八年）に東寺で真寂等に灌頂を授けられた次第そのものと考えられるが、寛平法皇はこの次第全文を読

解するに当たって、先ず角筆を以て備忘として記しておき、後に朱筆を以て加點された。この次第が貴重な書物であったためであろう。これによって寛平法皇の文字生活における角筆使用の一面が知られるに到った。

「第四章 角筆文獻の言語の性格」

一九三一年一月に西北科学攷査団の団員フォルケルベルグマンが居延城趾の西方において、漢代木簡に交じって一本の筆を発見した。これを「居延筆」という。その穂先の反対側に「銳頂之木」が冒^{かぶ}せられていた。この「銳頂之木」は角筆の機能を果たしたものと考えられる。我国では、角筆を以て、上代は木簡と紙本に、平安時代以降は主に紙本に文字が書き入れられた。本邦の木簡が中国の影響によるものであることは疑ない。角筆の文字の備忘的性格が、初期訓点に利用され、独自の内容を作り出して行つた。角筆による表現の特性は、(一)毛筆の習慣や伝統の埒外にある言語事象が現れること、(二)言語の歴史的變化の結果が毛筆の場合より早く現れること、(三)俗語が投影されること、であるとしている。

角筆文獻では、「訓点には片仮名を用ゐる」という伝統に従わず、女手と呼ばひ込んだものも現れた。角筆の文字が「𪛗^け」の文字であつたことと、女手が片仮名よりも日常的なものであつたこととの間に關係があらう。また、院政以降の角筆文獻では、仮名だけを使ってヲコト点に使われなくなる。これは、ヲコト点を使うという訓点の伝統から離れて、角筆点がその埒外にあつたことを物語る。更に、色の声点は圈点「。」や胡麻点「・」であるのに対し、角筆点は主として斜線／や横線一を用いている。これは、角筆という用具の機能と深く係っているであらう。平安時代・鎌倉時代の漢籍訓点資料では、漢字の字音を注記するのに、中国大陆の古辞書や韻書等に倣つて反切等で示すのが一

般であるのに対し、平安期・院政期・鎌倉期の角筆の字音注は仮名で示され反切注は全く見られない。これは、漢字の原音から離れて、日本語音として把握しようとする反映であると見られる。平安・鎌倉時代において、漢音と呉音との区別のあるものは、文献により一往はその区別が保たれているが、角筆文献では両者を交えたものがある。連声は、院政期以降、毛筆の文献に比べると、角筆文献に現れ易い。それは、角筆という特殊な筆記方式が、口頭語の発音を、直接に反映させるからであろう。『本願寺聖人親鸞伝絵』の江戸初期板本の片仮名文には濁点が一切付せられていないが、角筆の書き入れには濁点が施してある。国語の促音を「ッ」と表記することは、平安中期までは、毛筆文献には絶えてその例を見ないとされるが、角筆文献では平安中期点にすでに見られる。連体形終止は、日本語の古代語に対して、近代語の特徴的な用法の一つである。地の文における使用は、毛筆文献では院政時代頃から見られ、会話文においては、平安時代の和文に用いられている。『沙弥十戒威儀経』の平安中期角筆点に現れた連体形終止は口頭語の現れと見ることが許されよう。平安時代の和文の用法に拠って「むず」が当時の口頭語であると見られるとすると、『沙弥十戒威儀経』の平安中期角筆点に認められた「ムズ」は当時の漢文訓読の用語としては「ムトス」が一般であるのに対し、当時の口頭語が現れ用いられたことになる。

角筆文献の国語学的価値については以上略説した通りであるが、その他、国文学、国史学、書誌学の面からの価値について考えられる二、三を述べる。

第一は、『伊勢物語』の古写本に加えられた角筆の文字等は、この古典の異文を注し、口語訳を加えて、その当時読解した結果の一端を示すものと見られる。

第二は、宋版『大般若経』に鎌倉時代に九州地方で書き入れられた角筆の文字等に、単式賦物連歌の題と賦物の備忘と見られる語との見出されたことにより、鎌倉時代の北九州における連歌興行の一端が浮び上がって来た。

国史学の面からは、地方史の資料としての価値を持つものがある。佐賀県小城町在の岩蔵寺蔵の宋版『大般若経』の角筆文字より、飯塚市近在の古寺、明星寺を中心とする古社寺の鎌倉時代の原資料が得られた。

書誌学の面からは、従来見落されていた角筆の書き入れを手掛りとして、その文献の書写年代や伝来年代を確定したり、従来より遡らせたりすることも屢々生ずる。

今後の課題としては、第一は、角筆の用具そのものを、本邦や中国大陆に求めて、もっと多くの遺品を探し出すこと、第二は、中国大陆における、角筆使用の実物を求めること、第三は、本邦上代の木簡、藤原宮・平城宮・長岡京出土の木簡に「線刻」の書き入れのあることは知られているが、遡って飛鳥京の木簡や全国各地より出土している木簡についても「刻文」の実態を調べること、第四は、何れよりも、角筆文献そのものを多量に発掘すべきで、本書の校正進行中にも既に新たに五割に近い四七点の角筆文献が見出されている（「補章」の二一点及び「巻末追補」の二六六参照）と述べている。

「補章 追加角筆文献による補説」

ここでは追加角筆文献について、分類・略説などを行い、「補説 中国大陆の角筆文献」で、中国大陆において角筆文献に関する調査を行う機会に恵まれることになったとて、述べていることの要点は次のようである。

本邦に将来せられた宋版のうち、高山寺蔵『法蔵和尚伝』、東寺観智院金剛蔵『般若心経疏』『同疏治謀鈔』の角筆

の書き入れが中国大陸で行われたと推定せられたことに關する傍証になる資料を中国において得た。

武威漢簡に角筆で書き入れたと見得る凹みのあることを確認し得た。

中国大陸で今まで知り得た角筆の書き入れは何れも符号である。従つて、本邦の角筆文献のように文字の語句や文章の書き入れにも、角筆が用いられたかどうかは現段階では定かでない。

以上、小林芳規君は、発見された一二五点（一〇四点と「補章」の二一点）の角筆文献の一々について極めて綿密な研究を行い、その際、それらを總体として研究することなく、合理的な分類を行つて、各々の類・種を別箇に取り扱いつつ、結局、言語の歴史的变化の結果が、毛筆の場合より角筆文献において早く現れることを実証的に明らかにした。